

一般財団法人佐渡市スポーツ協会専門委員会規程

平成27年5月30日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第37条及び第38条に基づき、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）に専門委員会を置き、各専門委員会の名称、委員その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 総務財政委員会
- (2) 普及広報委員会
- (3) 育成強化委員会
- (4) 大会企画運営委員会
- (5) 施設管理運営委員会
- (6) 式典委員会

(委員)

第3条 各委員会は業務執行理事を除く全ての理事がいずれかの委員会に属するよう構成するものとする。ただし、定款第6条に規定する加盟団体から選出された理事は、必要に応じ自らに代わるものを委員として推薦することができる。

- 2 前項の規定により選出された委員は、相互に兼ねることができないものとする。
- 3 委員会の構成人数、各委員の所属については理事会で決定する。
- 4 第1項に定めるもののほか、各委員会において、必要に応じ委員を選出することができる。この場合において、会長は、各委員会において推薦した者について承認するとともに、直後の理事会へ報告するものとする。
- 5 委員は、原則として無報酬とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 各委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は定款第39条第2項により会長が指名し、委員長は副委員長を指名する。

- 2 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 4 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

第6条 各種委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務財政委員会

- ア 定款・規程等の改正に関する事。
- イ 自主財源確保の方策に関する事。
- ウ 加盟団体等への助成金の配分に関する事。
- エ 評議員会・理事会に関する事。
- オ 協会の予算決算に関する事。
- カ その他の委員会に属さない業務に関する事。

(2) 普及広報委員会

- ア 協会の広報に関する事。
- イ 加盟団体の行事予定及び大会結果等の周知に関する事。
- ウ 市民のスポーツ活動の普及に関する事。
- エ 佐渡市のスポーツ活動記録の集約及び保存に関する事。
- オ 報道機関等を活用した定期的な情報提供に関する事。
- カ 協会旗及びマスコットキャラクター等に関する事。
- キ ホームページの作成及び運用に関する事。
- ク その他広報に関する事。

(3) 育成強化委員会

- ア 選手の育成強化に関する事。
- イ 指導者の育成と資質向上に関する事。
- ウ 加盟団体の競技力向上に関する事。
- エ 市民の体力向上・健康増進に関する事。
- オ 協会が行うスポーツ教室等に関する事。
- カ その他市民のスポーツ活動の強化・向上に関する事。

(4) 大会企画運営委員会

- ア 佐渡市の委託を受けて行うスポーツ事業に関する事。
- イ 総合スポーツ大会に関する事。
- ウ 協会が行うスポーツ大会に関する事。
- エ 大会関係機関・スポンサー等との調整に関する事。

(5) 施設管理運営委員会

- ア 佐渡市体育施設の指定管理に関する事。
- イ 体育施設の有効利用に関する事。
- ウ 体育施設の設置及び改善に関する事。
- エ その他体育施設に関する事。

(6) 式典委員会

- ア 佐渡市のスポーツ功労者・優秀競技者の表彰に関する事。
- イ 表彰者の選考・推薦に関する事。
- ウ 協会の周年記念式典等に関する事。
- エ 表彰規程等の制定・改正に関する事。
- オ その他式典等に関する事。

(会議)

第7条 委員会は必要に応じて委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、会議の議長とし、統括する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決議によるものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決を変えることができる。この場合においては、委員長はその結果について各委員に報告しなければならない。

(報告)

第8条 各委員会の委員長は、会議の決議事項、所管事業の実績を書面にて速やかに会長へ報告するものとする。

- 2 委員長は、委員会で処理し難い懸案事項等がある場合は、早急に書面にて会長へ報告するものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。